

令和 4 年度 地域包括支援センター職員の配置について

1 地域包括支援センターの職員配置の基準

本市における地域包括支援センターの職員配置については、国が定める高齢者人口の基準を基本とし、国の基準を超える部分については、本市独自の基準を定めている。

表 1：地域包括支援センター職員配置基準

国が定める基準 (介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 項)	市が定める独自基準 (仙台市介護保険条例第 2 条の 19 第 2 項)
地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師 1 人、社会福祉士 1 人、主任介護支援専門員 1 人（これらに準ずる者を含む）とする。	地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 6,000 人以上となる場合に置くべき常勤・専従の職員数は、おおむね 6,000 人を超えた部分についておおむね 2,000 人までごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）又は介護支援専門員のうちから 1 人とする。

2 令和 4 年度に増員となる地域包括支援センター

令和 4 年 4 月 1 日における圏域内の高齢者人口推計値^(※)が、おおむね 6,000 人に達すると見込まれる郡山地域包括支援センター及び根白石地域包括支援センターについて、市が定める独自基準を適用して、職員の配置を 3 人体制から 4 人体制とする。

(※) 人口と生存率とから本市独自に算定した高齢者人口の推計値

表 2：各地域包括支援センターの高齢者人口推計値

センター名	高齢者人口 (令和 3 年 4 月 1 日時点)	高齢者人口推計値 (令和 4 年 4 月 1 日時点)
郡山	5,866 人	5,956 人
根白石	5,571 人	5,845 人